

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【公表番号】特表2016-506817(P2016-506817A)

【公表日】平成28年3月7日(2016.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-014

【出願番号】特願2015-557017(P2015-557017)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/38 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/38

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年12月22日(2017.12.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0007】

人間の膝のための脛骨ステムを補強するための本発明の装置及びシステムであって、脛骨ステムが脛骨プラットフォームの遠位側部に結合されており、及び、脛骨プラットフォームの近位側部が大腿骨インプラントとの関節接合のための表面に結合されている、本発明の装置及びシステムをさらに詳細に説明するために、事例の非限定的なリストが本明細書に示されている。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人間の膝のための脛骨ステムを補強するための装置であって、

前記脛骨ステムは脛骨プラットフォームの遠位側部に結合されており、

前記脛骨プラットフォームの近位側部は、大腿骨構成要素との関節接合のための表面に對して結合可能であり、

この装置は、前記脛骨プラットフォームの遠位側部に近接して前記脛骨プラットフォームに結合するように構成されている脛骨オーグメントであって、その周縁部の少なくとも一部分上に内側テープーを有する内側側部と、その周縁部の少なくとも一部分上に外側テープーを有する外側側部とを有する脛骨オーグメントを備え、

前記内側テープーの少なくとも一部分は、前記外側テープーの少なくとも一部分とは異なっており、

前記内側テープーは、前記脛骨オーグメントの前記内側側部の周縁部の全体にわたって一定不变であり、

前記外側テープーは、前記脛骨オーグメントの前記外側側部の周縁部の全体にわたって一定不变である、

装置。

【請求項2】

前記脛骨プラットフォームは、概して平らであり、かつ、前記脛骨プラットフォームの

平面に対して垂直方向に延びる縦軸線を有し、

前記縦軸線に対する前記内側テーオーの角度は13度から18度までの間である、

請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記脛骨プラットフォームは、概して平らであり、かつ、前記脛骨プラットフォームの平面に対して垂直方向に延びる縦軸線を有し、

前記縦軸線に対する前記外側テーオーの角度は10度から18度までの間である、

請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記内側テーオーと前記外側テーオーは、遠位方向において内方にテーオーするように構成されている、

請求項1から3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記脛骨オーグメントは、前記脛骨プラットフォームに対して取り外し可能な形で取付け可能であるように構成されている脛骨オーグメントのトライアルである、

請求項1から4のいずれか一項に記載の装置。

【請求項6】

前記脛骨オーグメントは、前記脛骨プラットフォームに対して固定的に取付け可能であるように構成されている脛骨オーグメントインプラントである、

請求項1から4のいずれか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記脛骨オーグメントの前記内側側部と前記外側側部は、前記脛骨ステムの互いに反対側の側部上に配置可能である、

請求項1から6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項8】

前記脛骨オーグメントは、その中を延びる複数のオーグメント穴を含み、

前記複数のオーグメント穴は、前記脛骨プラットフォームの複数の穴と整列するように構成されている、

請求項1から7のいずれか一項に記載の装置。

【請求項9】

前記脛骨オーグメントの前記内側側部と前記外側側部は別個の要素である、

請求項1から8のいずれか一項に記載の装置。

【請求項10】

前記脛骨オーグメントは、前記脛骨プラットフォームの周縁部のサイズ及び形状に一致するようにサイズ決定され且つ形作られている周縁部を含む、

請求項1から9のいずれか一項に記載の装置。

【請求項11】

前記脛骨オーグメントは平らな近位面と遠位面とを含む、

請求項1から10のいずれか一項に記載の装置。

【請求項12】

前記内側テーオーと前記外側テーオーは既存の骨輪郭に適合するように構成されている、

請求項1から11のいずれか一項に記載の装置。

【請求項13】

前記脛骨オーグメントは、複数の異なるサイズのオーグメントを含むシステムの一部分である、

請求項1から12のいずれか一項に記載の装置。

【請求項14】

人間の膝のための脛骨ステムを補強するためのシステムであって、

前記脛骨ステムは脛骨プラットフォームの遠位側部に結合されており、

前記脛骨プラットフォームの近位側部は大腿骨インプラントとの関節接合のための表面に対して結合可能であり、

前記システムは互いに異なる外側サイズを有する複数のオーグメントを備え、

前記複数のオーグメントの各々のオーグメントは、前記脛骨プラットフォームの前記遠位側部に近接して前記脛骨プラットフォームに取付けるように構成されており、その周縁部の少なくとも一部分上に内側テー^{バー}を有する内側側部を含み、且つ、その周縁部の少なくとも一部分上に外側テー^{バー}を有する、前記内側側部とは別個である外側側部を含み、

前記複数のオーグメントのうちの少なくとも1つのオーグメントは、外側テー^{バー}部分とは異なっている内側テー^{バー}部分を含み、

前記内側テー^{バー}は、前記オーグメントの前記内側側部の周縁部の全体にわたって一定不变であり、

前記外側テー^{バー}は、前記オーグメントの前記外側側部の周縁部の全体にわたって一定不变である、

システム。